「赤川水系河川整備学識者懇談会」 規約改正

【資料－2】

◆ 従来

第5条 （懇談会）

３ 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。

◆ 改正

第5条 （懇談会）

３ 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。**ただし、行政委員についてはこの限りではない。**

附 則 （施行期日）

この規約は、平成22年 3月18日より施行する。

平成27年10月13日一部改正